

島根労働局発表
平成29年5月24日

担 当	島根労働局職業安定部職業対策課 課長 米原 幸男 障害者雇用担当官 沖田 博司 TEL 0852-20-7022
	松江公共職業安定所 所長 加藤 正樹 統括職業指導官 小村 敏之 TEL 0852-22-8609

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業を実施

～ ハローワーク松江が地域の精神科医療機関と 協定を締結し、精神障害者の就労支援を推進 ～

島根労働局（局長 浅野 茂充（あさの しげみつ））管下のハローワーク松江では、平成29年5月15日に、就労支援に積極的に取り組む精神科医療機関との間で連携協定を締結し、就職から職場定着まで一貫した就労支援を行うこととしましたのでお知らせします。

- 1 協定を締結した医療機関（順不同 敬称略）
 - (1) 医療法人青葉会 松江青葉病院 （松江市上乃木五丁目1番8号）
 - (2) 医療法人仁風会 八雲病院 （松江市大庭町1460-3）
 - (3) 小松クリニック （松江市黒田町30-4）
- 2 事業の実施内容

1の医療機関で就労が可能と判断され、就職を希望している利用者に対し、医療機関とハローワークの担当者が中心になって就労支援チームを結成し、就職から職場定着まで一貫して次のような支援を実施します。

 - (1) 就職に関する知識や技術（応募書類の書き方、面接の受け方等）付与の就職ガイダンスの実施
 - (2) 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等
 - (3) 職場見学、職場実習等の機会の積極的な提供
 - (4) 医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
 - (5) 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施

【参考：モデル事業実施の趣旨・目的】

平成30年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることを踏まえ、精神障害者の就労支援施策を充実・強化することが求められており、精神科医療機関と連携した就労支援モデル事業を平成28年度から全国22労働局で実施、平成29年度は島根労働局を含めた全国38労働局で実施するものです。

精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業の実施について

1 目的

精神障害者の更なる雇用の推進のため、ハローワークにおいて、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、医療機関との連携を推進することとする。

2 事業実施体制

連携対象医療機関

- ① 支援対象者の就職可能性が確認できる。
- ② 事業実施体制の整備がされている。

医療機関就労支援プログラム担当者

協定締結

- ① 事業実施計画
- ② 個人情報の相互利用・守秘義務

連携・調整

支援対象者

事業周知・参加希望者の把握

- ① 求職登録者・離職中である者（在職者は除く）
- ② 障害を事業主に開示して就職支援を受けることに同意した者
- ③ 両機関で個人情報を共有することに同意している者

ハローワーク松江



事業責任者（統括職業指導官等）
就職支援コーディネーター（医療機関連携担当）

「就労支援チーム」による就職支援

3 事業内容等

- 主治医等として医療機関の関与は継続。就労支援の観点から支援対象者を医療機関からハローワークに引き継ぐ。
- 支援方法については、「チーム支援事業」を活用し、支援期間は原則6ヶ月以内とする。
- 想定される支援内容は次のとおり。

- ① 連携対象医療機関を利用している精神障害者に対して就職に関する知識や技術を付与するためのジョブガイダンスの実施
- ② 職業相談・紹介、キャリアコンサルティング、職業訓練あっせん等の就労支援サービス
- ③ 職場実習等の機会の積極的な提供
- ④ 3ヶ月目と支援期間終了時に医療機関側の担当者を含めたケース会議の開催
- ⑤ 職場定着支援等のフォローアップ支援の実施